

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件案（仮称）」  
概要について

## 1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- 改正法により、労働者派遣事業の許可基準に、「派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること」との要件が追加されることに伴い、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和 61 年労働省令第 20 号。以下「派遣則」という。）に、派遣労働者のキャリア形成支援制度（厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）を有する旨の基準を設ける予定である。
- このため、当該厚生労働大臣が定める基準を定める必要がある。

## 2. 概要

- 労働者派遣事業の許可基準に関し、派遣労働者のキャリア形成支援制度に係る厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。
  - ・ 労働者派遣を行うに当たり、対象となる派遣労働者のキャリアの形成を念頭に置いて派遣先の業務を選定する旨を明示的に記載した手引を整備していること。
  - ・ その雇用する全ての派遣労働者が利用できる、派遣労働者の職業生活の設計に関する相談窓口を設け、キャリア・コンサルティング（労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。）の知見を有する担当者を配置していること。
  - ・ 以下の要件を満たした教育訓練の実施計画を定めていること。
    - イ 実施する教育訓練計画がその雇用する全ての派遣労働者を対象としたものであること。
    - ロ 実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであること。
    - ハ 実施する教育訓練が派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。
    - ニ 派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれたものであること。
    - ホ 無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリアの形成を念頭に置いた内容のものであること。

## 3. 根拠法令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令案による改正後の派遣則第 1 条の 4 第 1 号

## 4. 適用期日

平成 27 年 9 月 30 日（予定）